

入会金、会費及び負担金規程

一般社団法人 電子情報技術産業協会

入会金、会費及び負担金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 電子情報技術産業協会（以下「当会」という。）定款第7条の規定に基づき、会員が納入すべき入会金、会費及び負担金に関し、必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 当会の入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 200,000円
- (2) 賛助会員 100,000円

(会費基準)

第3条 当会は、会費の額を決定するため、会費基準を定める。

2 会費基準の制定及び改正は、理事会の議決により行うものとする。

(入会金及び会費の納入)

第4条 当会に入会するものは、入会と同時に入会金を納入しなければならない。

2 会員は、当会の請求に基づき、1年分の会費の2分の1に相当する額を当会の毎事業年度の上半期及び下半期にそれぞれ納入しなければならない。期の途中において入会した会員のその期の会費は、当期の入会後の月数（入会した月を含む。）に応じた額とし、入会と同時に納入しなければならない。

3 当会は、事業年度の上半期に納入されるべき会費については、期の初めに概算に基づいて請求することができる。当該年度の会費決定後、概算請求の額と会費の額に差異が生じた場合には、精算を行うものとする。

(負担金)

第5条 負担金について必要な事項は、その都度、理事会の議決を得て定める。

(会員の協力)

第6条 会員は、会費及び負担金の決定のために必要な資料の提出について、当会に協力しなければならない。

(会費等の返還)

第7条 当会は、定款第8条の規定に基づく会員の退会及び同第9条の規定に基づく会員の除名に際し、既に納入された入会金及び会費を返還しない。

附 則

1. この規程は、2011年4月1日より実施する。なお、旧社団法人電子情報技術産業協会の入会金、会費並びに負担金規程は、廃止する。
2. (2017年4月1日から施行) 会費基準(別表含む)を一部改正。
3. (2020年4月1日から施行) 会費基準(別表含む)を一部改正。
4. (2022年4月1日から施行) 会費基準(別表含む)の(会費年額及び算定方法) 1.のうち「電子情報産業に密接に関連する事業を営む法人」の会費年額に特例措置を追記。
5. (2023年4月1日から施行) 別表4を一部改正。

会 費 基 準

(会費年額及び算定方法)

- 1 正会員の会費は、第2項に規定する年販売額に基づき、別表第1 会費年額表の「年販売額表」、「資本金規模基準表」、「従業員数規模基準表」により算定する。

定款第5条第2項に規定する正会員のうち、「電子機器、電子部品の製造業を営む法人」については、別表第1 会費年額表の「年販売額表」、「資本金規模基準表」及び「従業員数規模基準表」により各々算出した会費額を合算して会費年額とする。

また、正会員のうち、「電子情報産業に密接に関連する事業を営む法人」については、別表第1 会費年額表の「資本金規模基準表」及び「従業員数規模基準表」により各々算出した会費額を合算して会費年額とし、入会后、入会年度を含む3年度はその50パーセントを会費年額とする会費割引措置を適用する。ただし、会費割引措置を適用した場合でも会費年額の下限は30万円とする。

会費年額表は、必要に応じ、改正することができる。なお、事業の一時的増減その他特別の事情により、特定の年度において、当会の事業収支に著しい不均衡を生ずる場合は、会費年額表の改正を行わずに、会費年額表により算定する会費額に理事会の定める一定の比率を乗じて得られる額をもって、当該年度の会費額とすることができる。

(基準年度及び年販売額、資本金規模基準額、従業員数規模基準額)

- 2 2020年度から2022年度の会費の基礎となる「年販売額」、「資本金」、「従業員数」は、2017年度及び2018年度の平均とする。なお、資本金、従業員数は各社単体の基準年度末の数値とする。

(基準年度の変更)

- 3 2023年度以降において、基準年度は3年毎に、これと同様の方法により変更するものとする。

(事業年度の調整)

- 4 基準年度に関する当会の事業年度と会員の事業年度との調整は、別表第2「事業年度調整表」により行う。

(年販売額の定義)

- 5 年販売額（基準第2項関係）とは、財務諸表規則第72条に基づく販売額（株式を上場している会社にあつては有価証券報告書記載の販売額）のうち、別表第3「電子機器・電子部品関連製品等分類表」に該当する品目に関し、自社で生産したもの及び他社（子会社を含む。）で生産したものに係る年間の販売総額(国内及び海外)をいう。

(正会員子会社の委員会参加特例)

- 6 正会員子会社の委員会参加特例については、別表第4「正会員子会社の委員会参加特例要件」による。

(団体正会員及び賛助会員の会費額)

- 7 団体として入会した正会員及び賛助会員の会費年額は、30万円を一口とし、口数は、会員規模により理事会で決定する。

(会費増減率の限度)

- 8 会費年額の増減の範囲は、原則として、前年度会費額の20パーセント以内とする。ただし、端数計算上この限度をこえる場合は、この限りではない。

(会費増減率の限度に関する特例)

- 9 事業量の急激な増減、物価の著しい変動、その他特別の事情がある場合は、理事会の議決を得て、前項の規定にかかわらず、会費額の増減を行うことができる。

(理事会議決の時期及び会員への周知)

- 10 この基準に基づく会費に係わる理事会の議決は、原則として、当該事業年度開始日以前に行い、議決後その内容を遅滞なく会員に周知せしめるとともに総会に報告するものとする。

(端数計算)

- 11 会費額における端数計算は、100円の位で四捨五入する。

別表第1 会費年額表

1-1 【年販売額表】

年販売額 (億円)		会費年額 (万円)	年販売額 (億円)		会費年額 (万円)
	6未満	21.0	1,600以上	1,800未満	1,394.4
6以上	8未満	29.4	1,800以上	2,000未満	1,512.0
8以上	12未満	42.0	2,000以上	2,250未満	1,638.0
12以上	15未満	50.4	2,250以上	2,500未満	1,755.6
15以上	20未満	54.6	2,500以上	2,750未満	1,881.6
20以上	26未満	67.2	2,750以上	3,000未満	2,007.6
26以上	32未満	75.6	3,000以上	3,300未満	2,150.4
32以上	38未満	79.8	3,300以上	3,600未満	2,276.4
38以上	44未満	96.6	3,600以上	3,900未満	2,419.2
44以上	50未満	109.2	3,900以上	4,200未満	2,562.0
50以上	56未満	117.6	4,200以上	4,500未満	2,713.2
56以上	63未満	126.0	4,500以上	5,000未満	2,864.4
63以上	70未満	138.6	5,000以上	5,500未満	3,032.4
70以上	77未満	151.2	5,500以上	6,000未満	3,183.6
77以上	85未満	159.6	6,000以上	6,500未満	3,351.6
85以上	92未満	168.0	6,500以上	7,000未満	3,511.2
92以上	101未満	176.4	7,000以上	8,000未満	3,687.6
101以上	110未満	184.8	8,000以上	9,000未満	3,864.0
110以上	120未満	193.2	9,000以上	10,000未満	4,048.8
120以上	130未満	201.6	10,000以上	11,000未満	4,233.6
130以上	140未満	218.4	11,000以上	12,000未満	4,620.0
140以上	150未満	226.8	12,000以上	13,000未満	4,813.2
150以上	165未満	239.4	13,000以上	14,000未満	5,014.8
165以上	185未満	264.6	14,000以上	15,000未満	5,216.4
185以上	210未満	298.2	15,000以上	16,000未満	5,426.4
210以上	250未満	348.6	16,000以上	17,000未満	5,644.8
250以上	300未満	394.8	17,000以上	18,000未満	5,863.2
300以上	350未満	436.8	18,000以上	19,000未満	6,090.0
350以上	400未満	487.2	19,000以上	20,000未満	6,342.0
400以上	510未満	571.2	20,000以上	21,000未満	6,560.4
510以上	630未満	676.2	21,000以上	22,000未満	6,820.8
630以上	750未満	781.2	22,000以上	23,000未満	7,081.2
750以上	830未満	856.8	23,000以上	24,000未満	7,299.6
830以上	910未満	932.4	24,000以上	26,000未満	7,518.0
910以上	1,000未満	1,016.4	26,000以上	28,000未満	7,702.8
1,000以上	1,200未満	1,092.0	28,000以上	30,000未満	7,854.0
1,200以上	1,400未満	1,176.0	30,000以上		7,938.0
1,400以上	1,600未満	1,285.2			

1-2 【資本金規模基準表】

資本金 (億 円)	会費年額 (万 円)
1 未満	10
1 以上 25 未満	15
25 以上 50 未満	20
50 以上 100 未満	40
100 以上 300 未満	80
300 以上 500 未満	100
500 以上 800 未満	120
800 以上 1,000 未満	150
1,000 以上 1,500 未満	320
1,500 以上 2,000 未満	500
2,000 以上 5,000 未満	750
5,000 以上	1,000

1-3 【従業員数規模基準表】

従業員数 (人)	会費年額 (万 円)
100 未満	10
100 以上 200 未満	15
200 以上 500 未満	20
500 以上 800 未満	40
800 以上 1,000 未満	80
1,000 以上 1,500 未満	100
1,500 以上 3,000 未満	120
3,000 以上 5,000 未満	150
5,000 以上 8,000 未満	320
8,000 以上 10,000 未満	500
10,000 以上 20,000 未満	750
20,000 以上	1,000

別表第2 事業年度調整表

(基準年度を2017年度及び2018年度とする場合の例により示す。)

2017年度、2018年度とは、1年決算の場合、左欄の会員社自身の決算月に従い、それぞれ右欄の2事業年度とする。6ヶ月決算の場合は、これに準ずる2カ年間4期とする。

決算月	販売額を算定する事業年度		
1月	2018年	1月期及び2019年	1月期
2月	2018年	2月期及び2019年	2月期
3月	2018年	3月期及び2019年	3月期
4月	2018年	4月期及び2019年	4月期
5月	2018年	5月期及び2019年	5月期
6月	2018年	6月期及び2019年	6月期
7月	2017年	7月期及び2018年	7月期
8月	2017年	8月期及び2018年	8月期
9月	2017年	9月期及び2018年	9月期
10月	2017年	10月期及び2018年	10月期
11月	2017年	11月期及び2018年	11月期
12月	2017年	12月期及び2018年	12月期

別表第3 電子機器・電子部品関連製品等分類表

民生用電子機器	集積回路
無線通信装置	ディスプレイデバイス
無線応用装置	受動部品
放送装置	機能部品
医用電子装置	接続部品
電子計算機及び関連装置	変換部品
電源装置	機構部品
その他電子応用装置	組立品
電子計測器	その他電子部品
工業用計測制御機器	電子材料
電子管	ソフトウェア及びソリューションサービス
個別半導体素子	

別表第4 正会員子会社の委員会参加特例

正会員の連結対象子会社(会社法で定めるところ)に限り下記要件を全て満たす場合に限りグループ会社としての参加を認める。

要 件
① 当会の委員会等に当該連結対象子会社委員が参加することを親会社である正会員が管理できていること。
② 会費算定時に親会社である正会員が委員会に参加する当該連結対象子会社の社名及びその販売額・従業員数の申告を行っていること。なお、当該連結対象子会社が「電子機器、電子部品の製造業を営む法人」である場合はその販売額を、「電子情報産業に密接に関連する事業を営む法人」である場合はその従業員数を、親会社の数字にそれぞれ加算して会費算定するものとする。
③ 会社法で定めるところの連結対象子会社(持分法適用会社を除く)であれば、上場、非上場の区別は問わない。
④ 同一委員会等に親会社である正会員と当該連結対象子会社が親子で個別に参加していないこと(正副委員を登録する場合、正委員を親会社から、副委員を連結対象子会社からとすることは原則可)。

なお、当該連結対象子会社が当会の役職(理事等)に就くことはできないこととする。
また、本特例は団体会員には適用しない。

会 費 基 準 注 釈

1. 会費年額増減の限度（会費基準第8項）

基準年度の変更により、別表第1から新たに算定された会費年額（A）が、変更前の会費年額（B）に比べ、20%を超えて増減する場合、各年度の会費年額は、それぞれの前年度の会費年額に対し20%を超えて増減しないこととする。

したがって、各年度における会費年額の増減の限度及び会費年額はつぎのとおりとなる。

(1) 増加する場合

<u>年度</u>	<u>限度</u>	<u>会費年額</u>
第1年度	$B \times 1.2 = C$	C
第2年度	$C \times 1.2 = B \times 1.44 = D$	$\left\{ \begin{array}{l} (A > D) \ D \\ (A \leq D) \ A \end{array} \right.$
第3年度	$D \times 1.2 = B \times 1.73 = E$	$\left\{ \begin{array}{l} (A > E) \ E \\ (A \leq E) \ A \end{array} \right.$

(2) 減少する場合

<u>年度</u>	<u>限度</u>	<u>会費年額</u>
第1年度	$B \times 0.8 = C'$	C'
第2年度	$C' \times 0.8 = B \times 0.64 = D'$	$\left\{ \begin{array}{l} (A < D') \ D' \\ (A \geq D') \ A \end{array} \right.$
第3年度	$D' \times 0.8 = B \times 0.51 = E'$	$\left\{ \begin{array}{l} (A < E') \ E' \\ (A \geq E') \ A \end{array} \right.$